

# 市民参加実施予定シート

予 定  
令和2年4月1日時点

担当課(企画政策課)

## 1 市民参加の手續 実施予定について

通称	次期総合計画	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 計画的な市政経営を実施できる。 〈デメリット〉 特になし。
名称	流山市総合計画(基本構想・基本計画)		
概要	流山市自治基本条例第22条第1項の規定に基づき、本市の最上位計画として、基本構想及び基本計画を策定するもの。		

### (1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

### (2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	平成30年7月から10月頃	審議会委員(公募市民)	流山市総合計画審議会	総合計画は、市の最上位計画であり、長期的な計画であることから、広く市民の意見を聴くために、様々な市民参加を実施するもの。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手續	平成31年9月頃	全市民		
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会	平成31年9月頃	全市民(地域別開催)		
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	市民意識調査(平成30年5月頃)、無作為抽出型市民会議(平成30年6月頃)、事業所・団体意見聴取(平成30年5月頃)、中学生意見聴取(平成30年8月頃)	無作為抽出		

### (3)市民参加のスケジュール(予定)

平成30年度		平成31年度											平成32年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
							パブリックコメント タウンミーティング			●議会上程					

## 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	平成30年5月	事業者との日程調整により、団体意見聴取の予定を変更した。また、全体のスケジュール調整により総合計画審議会の予定を変更した。			